

2020年12月9日

株式会社 四国銀行

## 日本赤十字社高知県支部との「遺贈寄付等への協力に関する協定」の締結について

四国銀行（頭取 山元文明）は、日本赤十字社高知県支部と「遺贈寄付等への協力に関する協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

近年、高齢社会が進展し、当行に寄せられるご相談の中でも「相続」に関するものが年々増加しております。また、激甚化する自然災害や南海トラフ地震への対応、人口減少問題など様々な社会課題が顕在化しつつある中、社会貢献としての寄付に対する意識もまた高まりつつあります。こうした中で、当行は、お客さまに寄り添った長寿化や相続に関する様々なニーズに対応しております。

本協定は、遺贈寄付等によりご自身の財産を社会のために役立てたいと希望するお客さまに対して、四国銀行と日本赤十字高知県支部が互いの専門分野を活かしながら緊密に連携することで、遺贈寄付を希望者される方の社会貢献への想いを円滑に実現することを目的としています。

当行は、今後も高齢社会におけるお客さまの課題解決や多様なニーズに積極的に対応すべく、様々な取組みを実施してまいります。

### 記

#### 1. 協定内容

- (1) 日本赤十字社高知県支部は、同社へ遺贈または相続財産の寄付をご希望される方に対して、相談先として四国銀行を紹介します。
- (2) 四国銀行は、ご紹介いただいた方に、誠意をもって諸手続きのご案内等の対応をさせていただきます。また、社会貢献を目的にご寄付を検討されているお客さまに対し、日本赤十字社高知県支部をご紹介いたします。

#### 2. 締結日

2020年12月9日（水）



以上